

# 越谷市国民健康保険運営協議会

日 時 令和7年（2025年）2月21日（金）午後2時～  
場 所 中央市民会館 5階 特別会議室

## 次 第

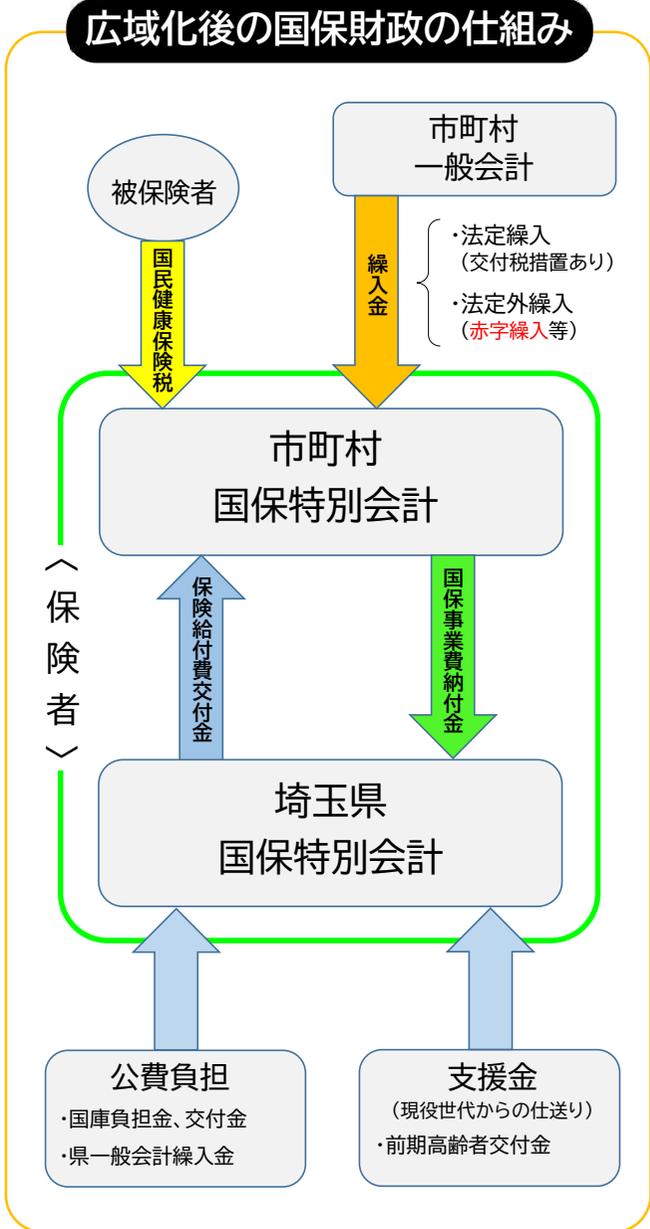
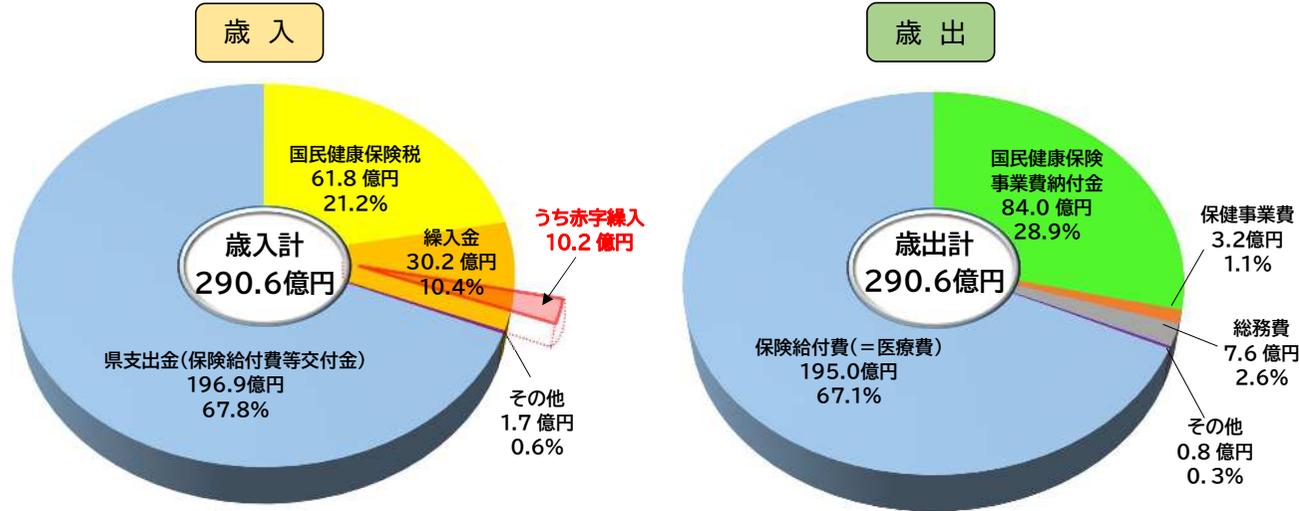
### <委嘱状交付式>

1. 開 式
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 閉 式

### <令和6年度第2回越谷市国民健康保険運営協議会>

1. 開 会
2. 会長・副会長の選出
3. 議 事
  - (1) 令和7年度越谷市国民健康保険特別会計当初予算（案）について・・・資料1
  - (2) 令和7年度越谷市国民健康保険の保健事業（案）について・・・・・・資料2
4. 報告事項
  - (1) 赤字削減・解消計画について・・・・・・・・・資料3
5. そ の 他
6. 閉 会

# 令和7年度 越谷市国民健康保険特別会計当初予算(案)について



〈歳入〉

〈歳出〉

区分(款)	令和7年度 (千円)	令和6年度 (千円)	増減		区分(款)	令和7年度 (千円)	令和6年度 (千円)	増減	
			額(千円)	率(%)				額(千円)	率(%)
1 国民健康保険税	6,175,000	6,285,800	▲ 110,800	▲ 1.76	1 総務費	759,585	613,960	145,625	23.72
3 国庫支出金	10	10	0	0.00	2 保険給付費※2	19,497,750	20,638,850	▲ 1,141,100	▲ 5.53
4 県支出金	19,694,000	20,850,000	▲ 1,156,000	▲ 5.54	3 国民健康保険事業費納付金	8,397,000	8,456,000	▲ 59,000	▲ 0.70
5 財産収入	10	10	0	0.00	医療給付費分	5,633,000	5,566,000	67,000	1.20
6 繰入金	3,020,000	2,770,000	250,000	9.03	後期高齢者支援金等分	2,033,000	2,114,000	▲ 81,000	▲ 3.83
その他一般会計繰入金※1	1,089,000	881,000	208,000	23.61	介護納付金分	731,000	776,000	▲ 45,000	▲ 5.80
7 繰越金	103,000	103,000	0	0.00	4 保健事業費	319,420	318,980	440	0.14
2,8 諸収入他	67,980	71,180	▲ 3,200	▲ 4.50	5,6,7,8 諸支出金他	86,245	52,210	34,035	65.19
合計	29,060,000	30,080,000	▲ 1,020,000	▲ 3.39	合計	29,060,000	30,080,000	▲ 1,020,000	▲ 3.39

※1 地方単独事業の波及増分の繰入れを含む

※2 出産育児一時金・葬祭費・審査支払手数料を含む

## 令和7年度 越谷市国民健康保険の保健事業(案)について

国民健康保険では増え続ける医療費への対策が大きな課題となっています。医療費を縮減するためには、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療などの取組みが重要となります。越谷市では、以下のような保健事業を計画的かつ効果的に実施することで医療費の縮減に努めています。

### 1. 特定健康診査受診率向上事業

生活習慣病は自覚症状が少なく、気づかないうちに進行してしまいます。そのため、生活習慣病にかかりやすくなる40歳以上の国保加入者を対象に、生活習慣病を予防・早期発見するための特定健康診査(身長・体重・腹囲・血圧等の測定、尿検査、血液検査など)を無料で実施しています。

越谷市国保では、特定健診を皆様に受診していただけるよう様々な方法で受診率の向上に取り組んでいます。

#### ①未受診者勧奨

国保の特定健康診査の受診率は40%程度と目標である60%と比べて低いことから、受診率向上対策として、未受診者に対して、受診勧奨ハガキの送付や電話での勧奨を行っています。

##### 【未受診者勧奨の実績】

年度	受診勧奨通知の送付	送付件数	電話での勧奨	架電件数
R6	未受診者の過去の健診受診状況や年齢、医療機関受診の有無で分類分けし、それぞれの分類に合った内容の勧奨通知を送付	19,282件	勧奨通知を送付した者のうち、直近3年間の健診の受診が不定期または未受診である方に電話による勧奨を実施	2,668件

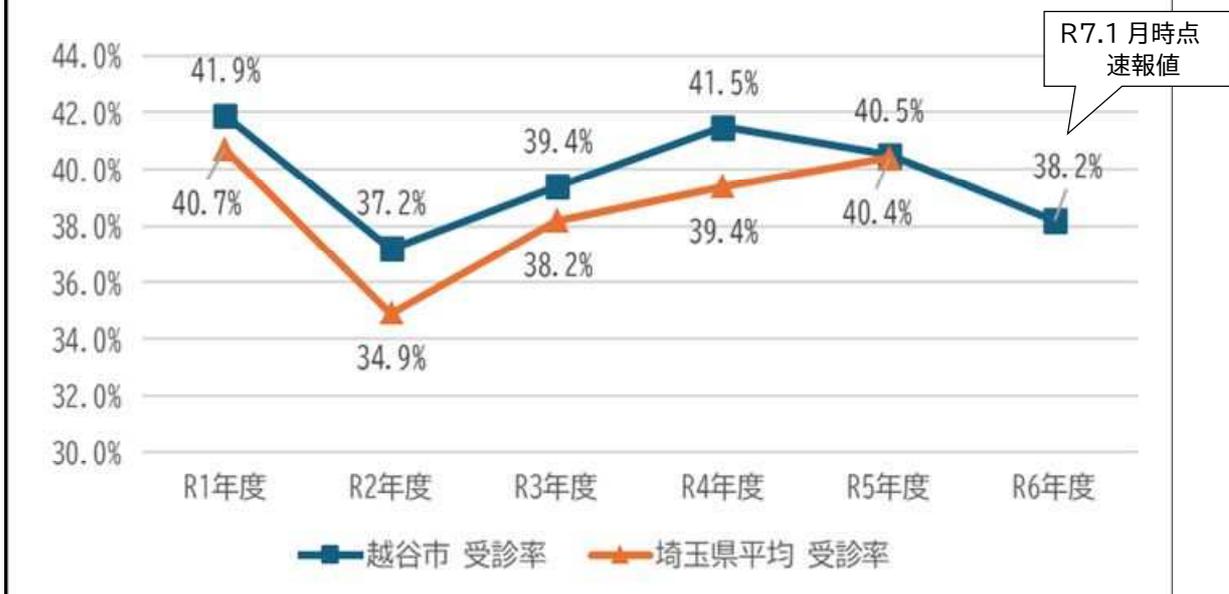
#### ②インセンティブの付与

令和6年度は受診者に対して市内イチゴ農園で利用できる「いちご狩り券」を抽選でプレゼントすることや、コバトン ALKOO マイレージのポイント付与を行うことで受診率の向上を図っています。

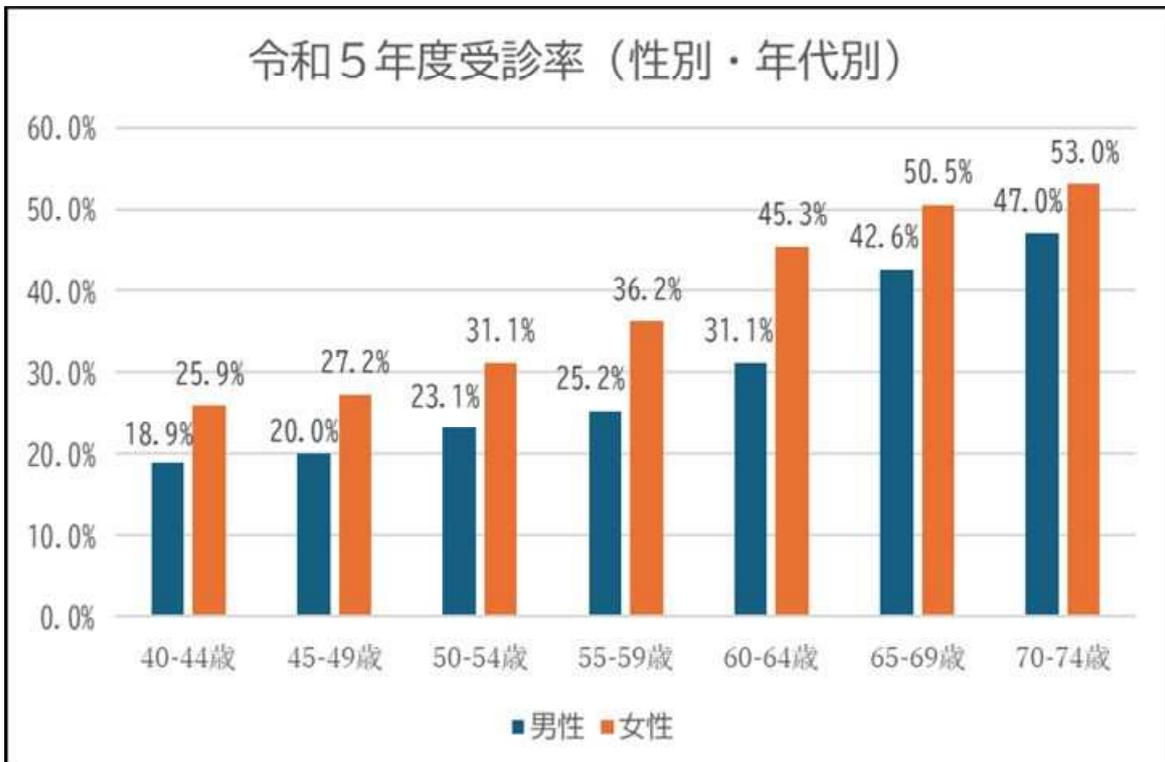
#### ③40歳前勧奨通知

次年度40歳を迎える方を対象に特定健診について周知することで若い世代の受診の習慣化を図っています。

### 受診率の推移



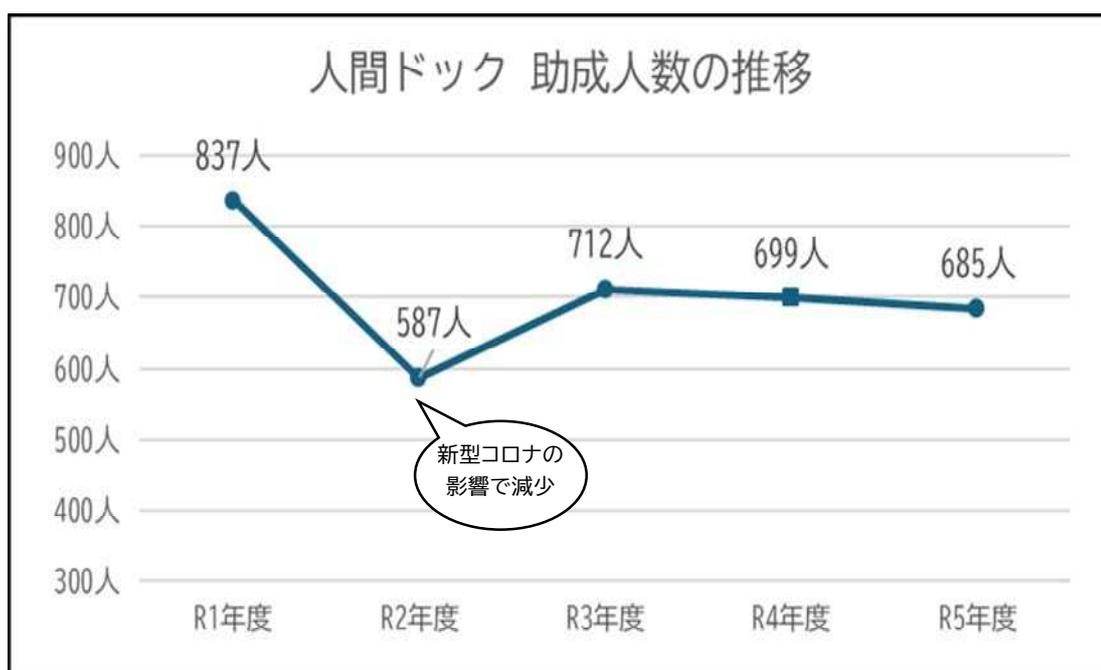
### 令和5年度受診率（性別・年代別）



## 2. 人間ドック検診料助成事業

市が実施する特定健康診査ではなく、より多くの検査を行う人間ドック検診を受けられた方に対して、健康の保持増進を図ることを目的に、人間ドックの検査に要した費用の一部を助成しています。

令和6年度からは、助成対象年齢を40歳以上から35歳以上に引き下げ、市の特定健康診査を受診していない国保加入者に対して、1万円を上限に人間ドックの検診費用を助成しています。



### 3. 特定保健指導未利用者対策事業

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された方に対し、食生活の見直しや適度な運動などで生活習慣を改善するプログラムを行う特定保健指導を実施しています。この保健指導により、生活習慣病を予防・改善し、対象者の健康増進と医療費の縮減に繋がっていきます。

特定保健指導を多くの方に利用していただけるよう様々な方法で実施率の向上に取り組んでいます。

#### ①勸奨通知・勸奨電話

未利用者に対して過去の利用状況等を分析したうえで効果的な対象者を抽出し、勸奨通知を送付しています。

#### ②インセンティブの付与

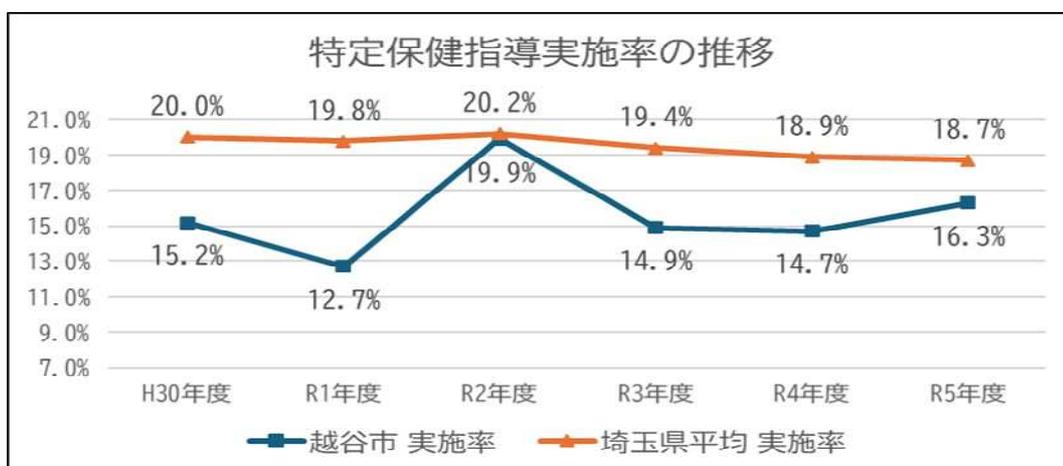
令和6年度は参加者を増やすため、参加者へ抽選で QUO カードが当たるインセンティブを準備し、参加率の向上を図っています。

#### ③集団健診会場での初回面談の分割実施

集団健診の会場で特定保健指導の対象者を抽出し、当日に初回面談を実施することで対象者の負担を減らし実施率の向上を目指しています。

#### ④ICT(遠隔地)面談の実施

タブレットやスマートフォンを利用した保健指導を実施することで利用者の地理的負担を減らし、保健指導を利用しやすい環境を作っています。



#### 4. 糖尿病性腎症重症化予防対策事業

特定健康診査の結果、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関への未受診者と受診中断者を医療に結びつける「受診勧奨」と、糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化リスクが高い患者に対して「保健指導」を実施することで、糖尿病患者が人工透析へと移行することを防止しています。

この事業は、埼玉県国民健康保険団体連合会及び県内52市町との共同で実施しています。



※R3年度以前と比べR4年度以降、実施者数が大きく減少し、参加率が上昇となっているのは実施方法を変更したことによるものです。

#### 5. 健診異常値放置者・治療中断者重症化予防事業

特定健康診査の結果、血圧や脂質の値が受診勧奨値にもかかわらず、医療機関を受診していない方に対し、医療機関への受診を促す通知を送付し、生活習慣病が重症化することを予防しています。

令和4年度からは、越谷市医師会様のご協力のもと、健診の結果、心房細動の所見があるにもかかわらず医療機関の受診が無い可能性のある方へも通知を送付しています。

さらに、令和5年度からは、健診の結果、慢性腎臓病(CKD)のおそれのある方で医療機関への受診がない方へも通知を送付しています。

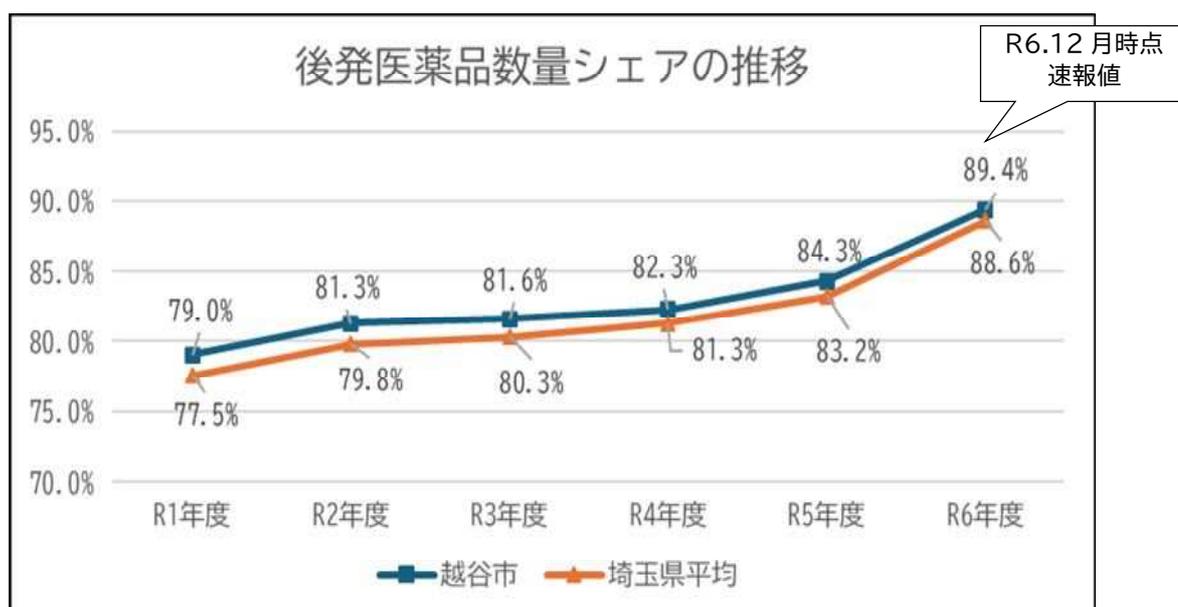
##### 【健診異常値放置者・治療中断者重症化予防事業の実績】

年度	月	内 容	実施人数
R6	12月	生活習慣病(6～8月健診受診者)	124人
	3月	生活習慣病(9～11月健診受診者)	—
	3月	慢性腎臓病(CKD)	—
	3月	心房細動	—

## 6. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知書

同一の効能・効果があり、新薬と比べて安価である後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用を促進するため、高血圧、脂質異常症、糖尿病に関する医薬品を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月の自己負担額を100円以上安くできる方に、利用差額通知書を年2回送付しています。

政府は、ジェネリック医薬品の普及が患者負担の軽減と医療保険財政の改善に資するとして、ジェネリック医薬品を積極的に推進しており、数量シェアを80%以上にする目標が設けられましたが、本市では令和2年度にこの目標を達成しています。



## 7. 重複頻回・服薬対策事業

同一疾病の診療で複数の医療機関に受診している「重複受診者」や同一薬効の調剤の投与を重ねて受けている「重複服薬者」、同一月内に10種類以上の医薬品の処方があり、複数医療機関の受診がある「多剤服薬者」に対し、保健師が適切な療養方法などの指導を行い、適正受診・適正服薬を促し、対象者の健康保持と早期回復を目指しています。

### 【重複頻回・服薬対策事業の実績】

年度	月	内 容	実施人数
R6	11月	①重複受診・服薬者に対する通知	4人
	11月	②多剤服薬者に対する通知	10人
	12月	電話指導(①と②の対象者)	13人

## 8. 健康管理アプリを利用した健康づくり事業

スマートフォンアプリを利用し、計測された歩数や各種検(健)診の受診、健康教室の参加などに対してポイントを付与し、貯まったポイントによって抽選で市や県内の特産品等を提供する「コバトン ALKOO マイレージ事業」(令和5年度までは「埼玉県コバトン健康マイレージ事業」)を埼玉県と県内市町村とで共同で実施し、手軽に楽しみながら参加者の健康づくりを支援しています。



## 9. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する取組み

現在、高齢者における保健事業と介護予防を一体的に実施するための取り組みとして関係課である地域包括ケア課や健康づくり推進課と連携し、75歳以上の後期高齢者医療加入の方を対象にフレイル対策等の事業を実施しています。

令和6年度からは対象を国保加入者にも引き下げ、前期高齢者に該当する65歳以上で、当年度の特定健康診査を受診し、その結果フレイルリスクが高い方に対し、地域包括ケア課で実施している「お口と栄養と運動の元気塾」という運動機能向上・口腔機能向上・低栄養状態の改善を目的とした事業への参加勧奨通知を送付しています。

## 赤字削減・解消計画について

### 1. 赤字削減・解消計画について

#### (1) 県国保運営方針の策定と赤字削減・解消計画

- 平成27年5月に国民健康保険法が改正され、平成30年度から埼玉県も国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体となって国保運営の中心的役割を担うこととなった。
- そのため、埼玉県は、市町村等から意見を聴取し、国保運営の基本方針を示した「**埼玉県国民健康保険運営方針(計画期間:平成30年度～平成32年度)**」を策定した。
- 県国保運営方針の中で、赤字市町村は赤字解消計画書を作成し、赤字の削減・解消を図ることが目標とされた。
- 第2期の運営方針(令和3年度～令和5年度)**において、赤字解消の目標年度が令和8年度とされた。
- 第3期の運営方針(令和6年度～令和11年度)**において、第2期の運営方針から引き続き、赤字解消の目標年度が令和8年度とされた。

#### (2) 赤字削減・解消計画の策定(平成30年度)

- 県運営方針を受け、市長から越谷市国民健康保険運営協議会に「赤字削減・解消計画の策定について」諮問し、平成30年7月に以下の答申をいただいた。

- ①赤字を平成35年度(令和5年度)までに概ね50%程度削減することを目指し、解消までの期間を10年程度とすることが適当である。
- ②赤字については、まず、「保健事業の推進」「医療費の適正化」「収納率の向上」などにより、削減・解消を図る必要がある。
- ③しかし、そうした取組みを行っても、なお、赤字が削減できない場合には、平成31年度(令和元年度)に保険税を改定することはやむを得ない。
- ④平成31年度(令和元年度)以降の保険税の見直し時期は、3年又は4年ごとに見直しを行うことが適当である。

- この答申を踏まえ、平成31年3月に赤字削減・解消計画を策定するとともに、平成31年度(令和元年度)からの保険税率を改定した。

#### <赤字削減・解消計画>

	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	平成32年度 (令和2年度)	平成33年度 (令和3年度)	平成34年度 (令和4年度)	平成35年度 (令和5年度)
赤字額	10億 2,473 万円	6億 3,380 万円	7億 4,870 万円	8億 8,824 万円	5億 2,561 万円	6億 4,104 万円

- ・赤字額は、平成28年度の12億8,289万円を基準に、平成35年度(令和5年度)までに50%の削減を目指し、解消までの期間を10年程度とする(平成36年度以降の具体的な削減額は定めていない)。
- ・平成31年度に保険税率を改定する。また、保健事業の推進、医療費適正化、収納率の向上の取組みを行っても、なお、赤字が削減・解消しない場合には、3年又は4年後に保険税率の見直しを行う。

### (3)赤字削減・解消計画の見直し(令和5年度)

○令和5年5月に市長から越谷市国民健康保険運営協議会に「赤字削減・解消計画の見直しについて」諮問し、令和5年11月に以下の答申をいただいた。

- ①県の運営方針で目標とされた令和8年度までに赤字を解消することが適当である。
- ②医療費縮減や収納率向上の対策等に取り組み、赤字縮減に努めることが重要である。
- ③しかし、これらの取組を行ってもなお、赤字の解消が見込めないことから、令和6年度以降の国保税の引上げもやむを得ない。
- ④国保税の引き上げについては、令和6年度と8年度の2回に分けて行うこと。
- ⑤また、県の標準保険税率の応能応益割合を目標に、段階的に見直しが必要である

○この答申を踏まえ、令和6年3月に赤字削減・解消計画の見直しを行うとともに、令和6年度からの保険税率を改定した。

## 2. 赤字削減・解消計画の進捗状況について

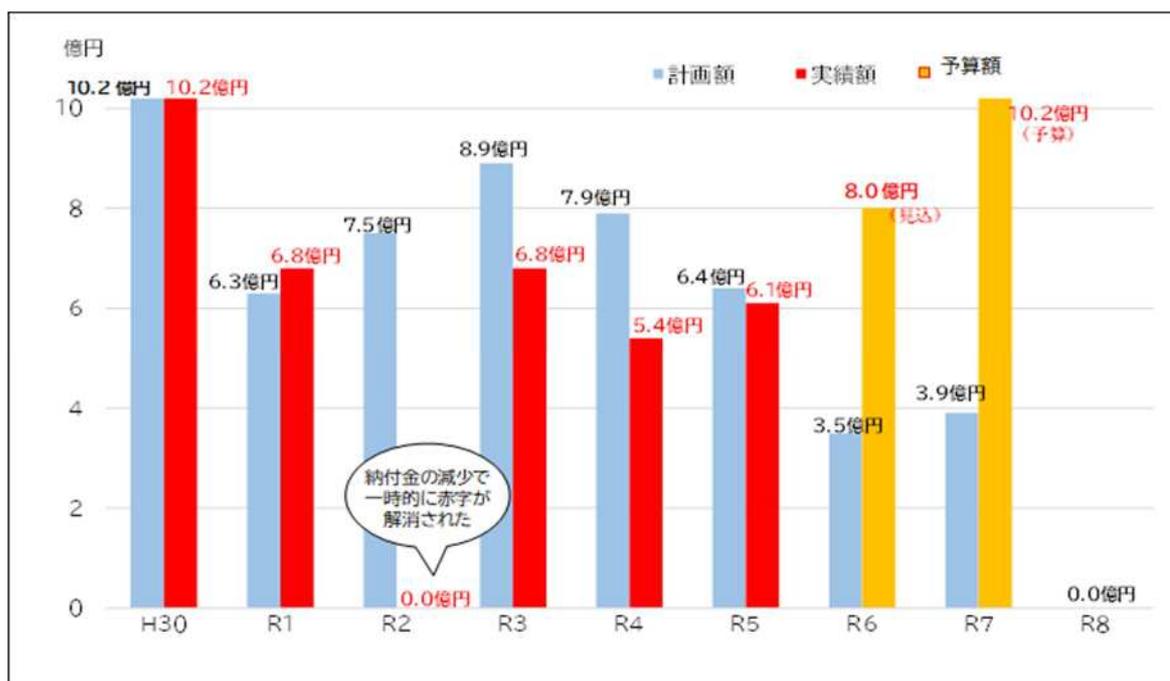
### (1)赤字削減・解消計画の現状

○赤字削減・解消計画については、医療費縮減の取組や税率改定などを行ってきた結果、令和5年度までは計画どおりに赤字削減が進んでいた。

○しかしながら、令和6年度は保険税率を改定したが、被用者保険の適用拡大に伴う被保険者数の減、被保険者一人当たり医療費や後期高齢者支援金、介護納付金の増加などに伴う、一人当たりの事業費納付金の増加に伴い、赤字が増加する見込みとなった。

○令和7年度についても、一人当たりの事業費納付金の増加に伴い、赤字が増加する見込みとなっている。

【赤字削減・解消計画と実績額】



## (2) 県運営方針に基づく令和8年度までの赤字解消について

- 県国保運営方針(第3期)では、「令和9年度から県が提示する市町村標準保険税率どおりに税率を設定することとする(保険税水準の準統一)」、また、「令和8年度までに赤字(法定外繰入金)を解消する」ことが目標とされている。
- そのため、県内各市町村では令和8年度までに赤字を解消するため、順次、保険税率の見直しを進めている。保険税率の見直しの頻度や改定幅は様々ですが、県から提示されている市町村標準保険税率との乖離が大きいことから、毎年税率改定を行っている市町村や大幅に改定する市町村もあるといった状況である。
- 本市では本協議会からいただいた答申を踏まえ、2年ごとに保険税率の見直しを行ってきました。来年度は令和8年度の保険税率の見直しを進めていくこととなりますが、赤字を解消するためには、乖離している市町村保険税率に限りなく近づける必要がある。
- 今後、令和8年度の保険税率の見直しについて、本協議会に諮問させていただき、協議を進めていただくこととなります。

### 【令和7年度の本市と市町村保険税率との比較】

(均等割:円、所得割:%)

	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
保険税率(A)	31,900	7.50	11,500	2.50	12,000	2.20
市町村保険税率(B)	46,641	7.61	16,828	2.78	16,265	2.26
差(A)-(B)	▲14,741	▲0.11	▲5,328	▲0.28	▲4,265	▲0.06

## (3) 子ども・子育て支援納付金について

- 国の少子化対策の強化のため、全世代、全経済主体が、子育て世帯を支える仕組みとして、令和8年度から医療保険(国民健康保険等)の保険料(越谷市は保険税)と合わせて、拠出する子ども子育て支援金制度が創設される。
- 支援金制度の対象事業は、妊婦支援給付金、共働き世帯の子育てを応援するための経済支援(国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除等)、子ども誰でも通園制度、児童手当などです。
- 子ども子育て支援金を拠出するため、国民健康保険税に子ども子育て支援金分の課税が令和8年度から開始される。
- 支援金分の課税に関しては、均等割と所得割で課税され、現行の課税と同じように均等割には、低所得者への軽減措置(7割・5割・2割軽減)、また、課税額に一定の上限が(賦課限度額)設けられる予定となっている。
- 18歳に達した年度までは、その被保険者の均等割は全額軽減される予定となっている。